

お知らせ（2025.07.18）

自動車整備士技能検定規則の一部改正がされたことを踏まえ、受験資格の短縮が公布、施行されたことから、自動車整備技能登録試験事務規程の一部改正がされました。

令和7年度第1回自動車整備技能登録試験（令和7年10月5日実施）より、適用されます。

詳しくは、研修センター教育課までお問合せください。